

13世紀半ばにおける奇跡の記録の形態

—聖エドマンズの奇跡関連史料をめぐって—

Les modalités de l'enregistrement des miracles au milieu du XIIIe siècle d'après le dossier de saint Edme

北 館 佳 史

要 旨

本稿ではカンタベリ大司教アビンドンの聖エドマンズの奇跡関連史料を分析の対象として13世紀半ばの奇跡の記録の実践のあり方を明らかにすることを目的としている。13世紀には教皇の列聖手続きの発展とともに審問記録という新しい史料類型が登場し、一方で教会や修道院が作成する伝統的な奇跡集は衰退していくと見なされている。ところで聖エドマンズの奇跡に関しては列聖調査委員会が作成した審問調書と聖遺物を所有するポンティニー修道院の作成した奇跡集の両者が存在している。これらの史料を形式面と内容面で比較検討して史料の性格を明らかにし、さらに修道院による奇跡話の収集と立証のあり方を検討して奇跡を記録することの意味について考察する。そこには聖性の承認に関する教皇側の論理と地域社会の側の論理が表れており、13世紀半ばにおいても聖性の評判について共同的に合意を形成する上で奇跡集の役割が残されていたことが結論付けられる。

キーワード

聖人崇敬, 奇跡集, 列聖記録, ポンティニー, エドマンズ・リッチ

はじめに

奇跡を記録する行為は古代末期からの長い歴史を持つが、教皇の列聖制度が確立する13世紀に大きな転換を迎えた。すなわち、この時代にカノン

法に基づく列聖手続きの発展と奇跡の神学の精緻化が進み、法的な手続きとして奇跡の証言を収集し、真実性を証明し、文書の証拠を提出することが義務付けられ、審問記録という新しい奇跡の史料類型が生み出された¹⁾。一方、教皇という普遍的な権力が介入する以前は、地域社会の水準で聖人の聖性の承認がなされ、その際に奇跡を記録した文書が作成された。11、12世紀のフランスで特定の聖域と結びつく聖人の死後奇跡の話を集成した奇跡集 (Miracula) が教会や修道院により大量に生産されたことはシガールの研究などでよく知られている²⁾。

イングランドの奇跡集を分析したクープマンズは、11、12世紀の奇跡の収集熱の後に13世紀初頭を最後に急激な関心の衰退が生じ、以後ほとんど奇跡集が作成されなくなると論じ、象徴的な事例としてインノケンティウス4世によるカンタベリー大司教アビンドンのエドモンド (エドモンド・リッチ) の列聖に論及している³⁾。教皇自らが証人を審問したこの事例は地域エリートから聖性に関する最終的な決定権を奪取しようとする教皇側の意図をよく示しており、興味深い奇跡話を好事家的に収集し、修辞巧みに記録した時代から審問制度の管理の下で単調な証言を記録する時代への移行を見て取れると言う。ところで、クープマンズはなぜか言及していないが、この事例において教皇が設けた調査委員会により審問調書が作成されただけでなく、聖遺物を所有するポンティニー修道院が大部の奇跡集を作成した事実は看過されるべきではない。異なる形式の奇跡史料が並存している事実は、13世紀半ばに奇跡を記録するという行為が意味することについて示唆を与えるはずだからである。

聖エドモンド崇敬の中心地となったポンティニーはブルゴーニュに位置するシトー第2の娘の重要なシトー会修道院であるが、世俗社会から距離を置く会の一般的なイメージとは異なり、13世紀半ば以降はフランスのみならず、イングランドからも多くの巡礼を集めた。1240年に客死したエド

マンドの遺体が運ばれ埋葬されると、修道院は崇敬を組織化し、1246年に教皇インノケンティウス4世による列聖公布を得たが、この背景には修道院とカンタベリー大司教座との間の特別な関係があった。1164年にヘンリ2世との政治対立から亡命したトマス・ベケットが2年間避難し、13世紀初頭にジョン王が選任を拒んだスティーヴン・ラングトンが6年間滞在したように、この修道院はイングランドの高位聖職者に避難所を提供してきたのであり、その伝統においてエドモンド崇敬は正当化された⁴⁾。

エドモンド研究は19世紀には主にその生涯に関する伝記的な関心から進められたが、20世紀後半から史料の本格的な分析がなされるようになった。1960年代にローレンスが聖人伝を研究し、内容の比較分析を行い、各種の聖人伝の成立と系統関係を明らかにした⁵⁾。1970年代にはフィヌケーンの奇跡と巡礼の古典的な研究において、イングランドの写本に基づいて聖エドモンド崇敬のあり方が素描された⁶⁾。2000年代のブノワの聖人崇敬の論文はポンティニーの史料に基づくきわめて実証的な研究であり、有益な情報を提供してくれる⁷⁾。さらに近年ではウィルソンによりポンティニーの奇跡集における奇跡の概念や医学観に関して文化史的なアプローチから検討がなされた⁸⁾。

本論文で考察の対象とする奇跡関連史料についてはブノワとウィルソンがそれぞれの観点から内容分析を行っているが、審問調書と奇跡集という史料の性格に関しては必ずしも十分な考察が加えられていない。いずれも類似した内容の奇跡話の集成ではあるが、作成主体の異なる記録ではその目的と機能も異なっており、そこに聖性の承認における教皇の側と地域社会の側の論理が表れているのである。本稿では聖エドモンドの奇跡に関する史料を考察対象として、その形式面や内容面の特徴を比較検討し、奇跡話の収集と立証のあり方を検討することで13世紀半ばにおける奇跡の記録の実践のあり方を探っていきたい。

1 審問調書と奇跡集

聖エドマンドに関する史料は二つに大別できる。一つは列聖の過程で作成されポンティニーに保存されたオリジナルの文書類である。具体的には列聖申請書簡、審問時の書簡、教皇勅書、贖宥書簡などであり、本稿で検討する審問調書はこの中に含まれる。もう一つはこうした文書や修道院で作成された他の文書のコピーであり、本稿で検討する奇跡集はこちらに属している。第1章では審問調書と奇跡集をそれぞれ概観して外形的な特徴や構成の原理について検討した後に、叙述の形式について比較検討してそれぞれの史料の性格を考察する。

1-1 審問調書

列聖審問調書は、現在、ヨンス県立古文書館に100J3-4の分類番号で所蔵される⁹⁾。この文書は修道院に保管されていたが、革命時に最後の院長の家族のもとに渡り、1854年にサンス大司教座聖堂宝物館に移され、2013年になってヨンス県立古文書館に移管され、現在に至る。これは6葉の羊皮紙を縫い合わせた215mm × 2555mmの巻物であるが、冒頭部は欠けており、序文なしに奇跡の証言が始まる。急いで書いた乱雑な小さな字であり、略字が非常に多く、削除線が引かれたり、行間に加筆がなされたり¹⁰⁾、文中の抜けがあったり¹¹⁾、証言に関して詳細な欄外への書き込みが見られるといった特徴から、この史料は審問の現場で書かれた調書の草稿のオリジナルと考えられる。すなわち、審問官と証人の間の質問と応答のやりとりが展開される場において話の内容がまとめられ、ラテン語に訳され、書記により筆記された。なお、この調書の写しや清書された報告書は伝来していない。

調書には日付や作成状況についての直接の言及は含まれないが、内容か

ら見て1244年の第1回列聖審問の際に作成されたものであることは明らかである。同年4月23日に教皇インノケンティウス4世は死去したカンタベリ大司教の生涯と奇跡に関して英仏における調査を命令した¹²⁾。これを受けて調査委員会のアーマー大司教アルベルトラは同年7月15日にランス、サンス、リヨン大司教座管区の聖職者に宛ててポンティニーで行われる調査を予告し、証人の参加を求める書簡を送付した¹³⁾。こうしてポンティニーで7月17日から21日の5日間にわたって調査が実施され、その記録が修道院に保管された。

この調書には51件の奇跡に関する奇跡の受益者自身と関係者の130人の証言が集められているが、証人の大半は受益者の親族か隣人である¹⁴⁾。奇跡の証人の数はまちまちで、4人の証人が3例、3人の証人が6例、2人の証人が14例、1人の証人が21例であり、7例については証人がいない。証人がいない奇跡の証言の欄外に「証人が求められる (querantur testes)」と注記され、不備が自覚されている¹⁵⁾。教皇は調査結果に満足せず、1245年に英仏において第2回の調査の実施を命じたが、その際、多くの奇跡の中から四つないし五つの奇跡に絞ってより多くの証言を集めるように命じた¹⁶⁾。奇跡の量よりも質を求める教皇の方針は、1247年の第3回列聖審問で証人をリヨンに呼び出し、教皇と枢機卿が直接審問した点にも表れている。エドマンズの列聖審問は厳格な手続きが確立して実施された初期の事例のひとつであり、調査委員会の高位聖職者や神学者たちも教皇の要求水準を理解できていなかった。

調書は内容的に分類されておらず、作成状況を考慮すると、概ね尋問した順に証言が配列されていると推測される。地理的な構成も見出されないが、同じ村出身者の奇跡が並び、証人が重複する事例が散見されるのは、出身を同じくする者が集団で修道院を訪れ、調査に参加したことによるものであろう。年代順の構成ではなく、エドマンズが死去した1240年から調

查の行われた1244年までの間の出来事が扱われ、時に「～年前の～の祝日に」という形で奇跡が起こった日時が指示される。

1-2 奇跡集

ポンティニーの奇跡集はオセール市立図書館に123番の分類番号で所蔵される手稿に収められている¹⁷⁾。この手稿は大きく三つの部分から成り、第一の部分が聖エドモンドの伝記、第二の部分がアーマー大司教アルベルトの説教、列聖・移葬記、殉教者聖トマスとの約束についての論考、第一の奇跡集であり、第三の部分が第二の奇跡集である。これは聖エドモンド関連文書を集大成した写本であり、第二の奇跡集を除く文書は18世紀にモーリストにより刊行された¹⁸⁾。320×235mmの158葉の羊皮紙の冊子体であり、整った丁寧な字で清書され、赤のルブリックに各話のイニシャルは赤と青で彩色されている。写本はこれ以外にはカンタベリのセント・オーガスティン修道院に所蔵されていた不完全なものだけであり、広く流布していない¹⁹⁾。この手稿の文書には母音の上に強勢記号が付されたり、説教テキストが12の *lectiones* に分割されたり、強調した箇所に様々なマーキングがなされており、修道院での典礼で使用された可能性がウィルソンによって指摘されている²⁰⁾。

この手稿は2種類の奇跡集を含んでおり、それぞれに序文が存在し、全く異なる手で書かれている。104葉から112葉の第一の奇跡集は19章の構成で、第3回列聖審問の際に教皇の面前で誓約の下に証人によって確認された重要な奇跡の記録であり、調査委員会によって作成された。これに続く113葉から154葉の匿名の著者の第二の奇跡集は207章もの分量を持ち、プロワによれば、1270年代頃にポンティニーでこの手稿に転写された²¹⁾。このように膨大な奇跡話を集める一方で、最後の196章から207章の12話は第一の奇跡集から選んだ話をそのまま写しており、列聖の決め手となった奇跡

が重視されたことが分かる。

第二の奇跡集は主題別ではなく、年代順の構成であり、歴史叙述と同様に、その作成の目的は重要な出来事の記憶を忘却されないよう保持することにある。実際、奇跡集には忘却により奇跡の話が失われてしまうことに対する恐れや将来のために文書で記憶することの意義を述べる言葉が散見される。一方で記録されるのはすべてではなく、記憶に値するものに限定されるとも述べられ、筆者による話の取捨選択がなされていることを明らかにしている。古い種類の奇跡集が共同体の内部で口頭や文書で伝承される話を中心に書かれたのに対して、12世紀には奇跡集の章数が増大するとともに同時代の奇跡について俗人の証言を広く集めるようになると言われるが、ポンティニーの奇跡集もそのような聖域の歴史として書かれた²²⁾。教会暦の祝日で時期が指示され、1240年11月21日から1242年1月1日まで半数ほどの奇跡の日付が特定されるが²³⁾、その後は年代の指示が乏しくなる。後半には年代順の構成の原理が貫徹されずにその枠組みに入れられないような奇跡が配置されている可能性がある。また、時間関係の指示として前の章の奇跡と同日に、あるいは同時刻に起こったことを示す表現や何日後に起こったことを示す表現が見られるように、各章の話が参照し合う場合があるのも特徴的である。

1-3 叙述の形式

審問調書はすべて「何某は誓約して尋問されて述べた」という同じ書き出しに始まる。グレゴリウス9世の時代から審問での質問の項目の定式である質問票 (forma) が用いられるが²⁴⁾、この調書の証言も、名前、出身地、年令 (子供の場合)、罹患した時、病状、病気の期間、奇跡の起こった時と状況、回復の仕方といった同質的な情報を内容とし、調査担当者の強い管理下にある。証言は13語から224語までで全体に短く、文彩に乏しく、法的

文書のような文体である。文章の全体は間接話法であるが、聖人への呼びかけのような台詞の部分では直接話法が用いられ、幾らか生彩を帯びる。この史料類型は奇跡を受けた者や証人が誓約して行った証言の集成であり、個人の話単位としている点に特徴がある。一つの奇跡について複数の証言が並置される形式であり、証言の内容の食い違いもそのまま記録される。このように調査担当者の検証の圧力にさらされていること、また、視点が複数化されることで個々の証言の内容が時に相対化されることが調書における叙述の特徴である。

一方、第二の奇跡集は冒頭や末尾に道徳的・神学的な教訓が加えられ、読者に対する教育的な効果への関心が見られる。また、ウィルソンが明らかにしたように、奇跡集にはこの時代のスコラ学の議論に由来する自然と奇跡の概念が物語を通じて繰り返し現れる。話の長さは12語から877語までとかなりばらつきがあり、調書と同様の生のデータのような話もあれば、単独の物語作品として完成度の高い話もある。この不均質性は個々の話が、口頭にせよ、文書にせよ、様々なソースに基づいて書かれたことを示唆する。三人称の語りの中に一人称の文が挿入されることがしばしばあり、匿名の筆者が一人称単数の「私」あるいは「私たち」として姿を現し、読者に語りかける。台詞は直接話法で書かれ、登場人物間の会話文が多用される話もある。それほど技巧的な文章ではないが、修辭的な技法も用いられ、調書よりは多少文学的なスタイルである。多くの文献から引用がなされ、トゥールのグレゴリウスの聖マルタン伝のような古典的な聖人伝や聖トマス・ベケットやブルジュの聖ギヨームのような修道院と関わりの深い聖人の聖人伝、聖ベルナルの伝記や書簡、ウェルギリウスのような古典、聖書の詩編やシラ書といった先行テキストと関連付けがなされている。中でも意識されているのがピーターバラのベネディクトの『聖トマスの奇跡集』であり、修道院はその重要な写本を所有していた²⁵⁾。聖トマス・ベケ

ット崇敬をモデルとしていることは崇敬の様々な側面に表れているが、奇跡集にも影響が窺えるのである。このように人々から収集した証言をもとにして修辭的な説得性を与えて物語化し、編集する作業を経て奇跡集は成立しており、修道院側の視点が前面に出ている。

2 内容の比較分析

審問調書と奇跡集はともに聖人の奇跡と奇跡を受けた人々に関する大量の情報を記録する文書であり、そこに含まれる場所や奇跡の種類や人物に関する情報は日常生活に関する貴重な証言を提供する。両史料によって描かれる社会像は共通しているが、微妙なずれも存在している。2章では空間性および奇跡の種類と社会層という二つの観点から比較検討した後に、両史料に収められた同一の話の分析を行うことでそれぞれの史料の性格を考察する。

2-1 空間性

審問調書に記録された奇跡の受益者の出身地を検討すると、ほぼすべてが修道院を中心とした60km圏内、徒歩で二日行程内に収まることが分かる。60km圏外にあるのはプロヴァンやディジョンなど3例のみであり、94%の受益者は60km圏内の出身である。ブルゴーニュ西部の現在のヨヌヌ県に集中しているが、東部のトロワからディジョンにかけての地域にも分散している。41%の受益者が所領の分布する修道院の影響圏である30km圏内の出身であり、さらに10km圏内の修道院の近隣の集落の出身者が24%も占めている。この修道院周辺の分布密度の高さが調書の特徴である。このように史料からはブルゴーニュの地方的な崇敬のあり方が浮かび上がってくるが、調査の予告から終了まで1週間程度の期限内に修道院にアクセスが可能な範囲に限定されたという事情もあるだろう。

これに対して第二の奇跡集は修道院から遠隔の受益者の話を比較的多く収録している。180km以上遠隔の出身者が8%を占めており、イングランド、ブルターニュ、シャラント・マリタイム、ロレーヌの出身者のほか、ルーアン商人やイタリア商人も登場する。60km圏外ではセーヌ河沿いにパリの方向と巡礼路沿いにクレルモン・フェランの方向の二つの方向に分布している。60km圏内の出身者は80%を占めるが、ブルゴーニュ西部に偏っており、近隣のシトー会修道院の修道士もしばしば受益者となっている。30km圏内の出身者は40%で調書と同じ程度であるが、修道院の近隣にあたる10km圏内の出身者は11%にとどまる。奇跡集には聖エドモンドの隣人であることが強調される話がいくつか存在する。例えば、ある農民が病気になった牛の回復を願って「おお、聖エドモンドよ、場所が近いのでわたしたちはあなたの隣人です、あなたがそばにいることでわたしたちにとって効果があるように、この牛を返してください」と聖人に呼びかける話であり、「隣人であること (vicinitas)」が重視されている²⁶⁾。

このように崇敬の中心はブルゴーニュの修道院周辺の地域であるが、奇跡集は遠隔の奇跡が多い一方で近隣の奇跡が少なく、聖人の功德の普遍性がより強調されていると言えるだろう。ある話の中で神は「聖人の墓に群れをなして殺到する民衆ばかりでなく、その名を呼ぶ遠くの地方に生活して暮らす人々に対して、遠く広く奇跡が増えることで奇跡が強くなるように」したと説かれているが²⁷⁾、聖人の功德が遍く及ぶことを例証するために遠隔で生じた奇跡の話も収録する必要があったのである。

最後に、第一の奇跡集は教皇により認定された厳選された奇跡を収録しており、6件がイングランドに関する話でケイツビー周辺に、22件がフランスに関わるものでポンティニー周辺からパリまで分布し、聖人の影響範囲の広域性を示している。

2-2 奇跡の種類と社会層

次に奇跡の種類を検討すると、審問調書の92%が治癒と蘇生に関する奇跡であり、この時代の聖人の傾向を反映するように圧倒的に癒しの聖人としての役割を果たしている²⁸⁾。それ以外では難産の援助が2例、危難からの保護が2例にとどまるが、後者は馬車の車軸に頭巾が巻き込まれて首を絞められた少女が救われた話やセーヌ川に流された男性が救われた話である。一方、第二の奇跡集においてもやはり治癒と蘇生の割合は高く、93%を占めている。ただ難産の援助が3例、危難からの保護が4例、囚人解放が1例、誹謗者の懲罰が4例、悪魔の幻視からの解放が1例、家畜の蘇生と治癒が1例存在しており、調書と比べると多様な種類の奇跡を収録していると言える。このうち危難からの保護の例は、アルマンソン川に流された男が救われた話、ポンティニーの下水路に落ちて川に流された男が救われた話、火事で全焼した村で家が焼け残った話、武装した敵に襲われた男が救われた話といった典型的な話である。誹謗者の懲罰は4例とも聖エドマンドの功德を疑い、中傷した者が言語能力を失う話であり、治癒者だけでなく懲罰者としての聖人の側面も描き、崇敬の正統性を主張している。家畜の蘇生と治癒は12世紀から奇跡集に収録され始めるようになった奇跡であり、聖人の功德を動物にまで拡張すべきか否かで問題含みであったが²⁹⁾、ポンティニーの奇跡集がこうした話を記録していることは修道院の世俗の宗教性に対する関心の高さを示している。このように奇跡集は信徒の多様な願いに応える聖人の力の多面性と包括性を示すように編纂されている。なお第一の奇跡集はすべて治癒と蘇生に関する話であり、いくつかの話は教皇と枢機卿の面前で医者診断を受けて認定された。

奇跡の受益者がどのような社会層に属するのかが身分や階層の情報が稀であるために把握が困難な問題である。調書の場合、明示的に貴族や聖職者の言及がない人が96%を占める。パン屋、牛飼、大工といった職業名

が記される場合もあるがごく少数である。都市民についてはサンスの2例とプロヴァンの1例だけであり、都市の定義にも依るが、他は近隣の小集落の出身者である。受益者のほとんどが農民と言えるが、そのあり方は多様であろう。また、女性は受益者の31%にとどまるが、奇跡の受益者だけでなく証人も含めるならば、女性の証言が50%を占めており、女性の参加が低調であったわけではなく、話の流通において重要な役割を果たしていたことが窺える。調書で特徴的なのは未成年者の受益者が多いことであり、40%を占める。子供が川や井戸に落ちて死んだと思われた状態から蘇生する話や医者では治らなかった病気が治癒した話などであり、子供も調査の際に親とともに修道院にやって来て証言をしている。聖エドモンドは一般に子供の蘇生の聖人として知られ、絵画や彫像も制作されるが³⁰⁾、調書における子供の存在感はこれを裏付けている。

第二の奇跡集の受益者もやはり多くが農民であるが、より多様な社会層の出身者が含まれている。修道士と聖職者が11例、貴族・貴婦人・騎士・盾持ちが9例で全体の10%を占めるが、これは調書よりも高い割合である。また、商人の事例が4例あるほか、樽職人、理髪師、皮なめし工、水車番、ぶどう収穫の雇用労働者といった職種や「貧しい女性 (paupercula)」のような社会層の話も見られる。都市ではオセールが12例、サンスが8例、トロワが3例、プロヴァンが2例、パリが2例であり、都市住民が占める割合が比較的高い。女性は受益者の36%であり、やはり男女比に偏りがあるが、やや高くなっている。女性受益者の割合の低さに関しては、11、12世紀のフランス全体を扱ったシガールの統計的研究では「民衆」層の受益者の33.3%が女性とされており³¹⁾、聖エドモンド崇敬は平均的な事例になる。一方、聖人の「専門分野」とされる子供の蘇生の例は多いが、未成年者の奇跡の割合は調書より低く全体の28%にとどまる。このように奇跡集は調書に比べてより包括的な社会像を提示しており、聖人の恩恵が遍く社会に

及ぶことを示そうとしている。

最後に、第一の奇跡集は修道女1人以外に身分の言及はなく、あまり高くない社会層に属する人々である。このうち未成年者が29%、そして女性が64%ときわめて高い割合を占めており、教皇庁と調査委員会が女性に起きる奇跡を重視したことが分かる。

2-3 同一の話の比較

審問調書と第二の奇跡集の両者に同一の話が違った形で記録される事例としてブノワは8話を特定した³²⁾。これらは同じ内容の話であるだけにいっそう差異が際立つことになるが、ここでは4話に注目して両者を比較したい。両者の関係については、奇跡集の話は調書の話のコピーないし書き直しなのか、あるいは別のソースに基づいているのかが問題となる。

まず、奇跡集70章と調書26番はシャブリ近郊の6歳の少年ジャンの話を扱っている³³⁾。少年が高熱で瀕死状態になると周囲は死を確信し、慣習通りに少年の身体に布をかけて埋葬の準備をするが、母は家の内外で叫んで聖人に祈願し、少年が蘇生する奇跡が起こるという内容で基本的事実について両史料は一致している。調書ではジャンの兄弟がこの時の父親の様子や発言を証言しており、家族の複数の視点が入っているのに対して、奇跡集は母子関係に焦点が当てられ、最後の文はウエルギリウスの『牧歌』から「幼な子よ、まず、母を見て笑いたまえ」が引用され、生まれた子と母との出会いの場面に擬せられている³⁴⁾。

類似した例として奇跡集129章と調書30番がリニーのギヨームの瘻管の治癒の話を取っている³⁵⁾。医者や外科医に相談し、いくつかの聖域に巡礼したが無駄で、聖エドモンドに祈願し、ポンティニーに度々参詣すると、穴から小骨が出て治癒したという主要な要素は一致している。異なっているのは、調書では職業の情報がないのに対して、奇跡集ではギヨームが織物

商であり、旅をしてまわり、土曜は商人の常として売買で忙しいにもかかわらず蠟燭を聖人の墓に捧げたといった情報が与えられ、人物像がより鮮明な点である。これは口頭にせよ、文書にせよ、調書とは別のソースの存在を示している。また、奇跡集に特徴的な医学観・医者観が現われており、ギヨームは手術を嫌い、地上の医者技術では治る見込みがないので「天上の医者」である聖エドマンドの治療に頼ることにしたと言う。さらに奇跡集では『ブルジュの聖ギヨーム伝』から神の意志に関する文の引用がなされ、元ポンティニー副院長の聖人伝と関連付けられている。

一方、奇跡集83章と調書28番が扱うセニュレのエルサンドの難産の話は結末に違いがある³⁶⁾。赤子が腕から生まれる危機に陥るが、女性は聖人に祈願し、最初の年に3スー、それ以後は毎年4ドゥニエを捧げることを約束して死の危険を免れるというのが話の筋である。細部の異同を確認すると、調書では助産婦たちが祈願したのに対して、奇跡集では女性が「心の寝室」で祈願をしたことになっており、また、夫と母がポンティニーを参詣した話が奇跡集には欠けており、女性が話の中心になっている。さらに調書では女性は助かるが、赤子は死産であったとされるのに対して奇跡集では「自然の義務」に従って出産したとされ、赤子の死に触れない結果、聖人の功德がより強調されている。前述した語句の他に「自然の限界と秩序」に反した出産であるという表現も見られ、奇跡集に特徴的な自然観が表れている。

最後に、奇跡集113章と調書27番で語られる話にも重要な事実の異同が認められる³⁷⁾。これは長い間耳の聞こえなかったシャンプレのゴティエが、聖人に祈願をして聴力を回復する話であるが、奇跡集に比べて調書は症状や期間に関する情報が具体的で詳しい。さらに重要な相違は、奇跡集では両親が悪臭を放つ子供を避け、治療が受けられず、本人が聖人に祈願しているのに対して、調書ではポンティニーの奇跡の話聞いた母親が蠟燭を

奉納することを約束して祈願している点である。つまり、調書では子供を気遣う母親の役割が強調されているのに対して、奇跡集では親にも見捨てられた子供の回復の物語になっている。これは調書を参照した上での大胆な書き直しというよりも、別のルートの伝承の過程で話が改変された可能性を示唆する。

以上のように同一の話の記述に関して調書には視点の複数性や特定の情報の詳細さといった特徴が、奇跡集には神学的観念や他のテキストとの関連性や物語性といった特徴が認められた。また、両史料の参照関係については、奇跡集は調書とは別のソースに依拠していることが想定された。そもそも同一の話が8例に限定されること自体調書がソースとしてそれほど重視されなかったことを示している。すなわち、奇跡集の作成にあたって修道院は自ら様々な情報源を通じて話を収集したのである。

3 奇跡話の収集と地域の社会

審問調書にせよ、奇跡集にせよ、口頭の記憶の文字による記録化の結果として伝来したものであり、文字として定着する前に、またその後も、個人の経験が語られ、話は人々の間を流通していた。このような奇跡話の会話を通じた流通は聖人の崇敬の生成と拡大の原動力であり、史料でも聖人の評判・うわさ(fama)が広まる様子が描かれる。審問調書の作成状況については1章で述べたように列聖審問の手続きの中に位置付けて理解しやすいが、奇跡集の作成の過程については不透明である。3章では修道院による話の収集の仕方と真实性の立証・確認の仕方を検討し、奇跡話の収集と記録化の持つ意味について考察する。

3-1 話の伝達と収集

古い奇跡が共同体の内部で口頭や文書で伝承されるのと異なり、同時代

に起こった新しい奇跡を記録する場合、共同体の外部の人間が情報源になる³⁸⁾。聖エドマンズの奇跡集の情報源もまた共同体の外部の人間であり、その大部分が俗人である。したがって、奇跡話の伝達と収集の過程を分析するためには修道院と外部のコミュニケーションに注目しなければならない。奇跡の起こる時期と場所と聖域の参詣の時期の組み合わせから奇跡話の伝達と収集の仕方には三つの基本的な類型が想定される³⁹⁾。

第一は巡礼者がポンティニーを訪問し、聖エドマンズの墓の前で、あるいは女性信徒の場合、門前に展示された聖遺物の前で奇跡が起こるのを修道士が目撃するという類型である。例えば、リニー・ル・シャテルのトマスという14歳の少年の治癒の話では、少年は手足の硬直と背中湾曲で歩行能力を失っていたが、母により修道院まで運ばれ、聖人の墓の前で謙虚に平伏すると、すぐに歩行能力を得た⁴⁰⁾。また、女性信徒の事例としては、メルシーのルオンという盲目の貧しい女性は長い間視力を失っていたが、村の隣人の女性たちに修道院の門前に連れて来られ、敬虔な涙を流して聖人に懇願し、聖遺物が門前に運ばれ、修道士がこの女性の左目に聖なる指輪を触れると、ただちに目が見え始めたと言う⁴¹⁾。このように巡礼者が目の前で奇跡を受ける場合にはこれを目撃した修道院のメンバーを通じて修道院は情報を把握した。

第二は遠隔地で聖人に祈願し、奇跡が起こり、感謝のために修道院を訪問し、奇跡の話伝える類型である。例えば、ロンバルディア出身でオセール市民の商人であるコンラドは手に膿瘍があり、外科医や薬の処方でも治らなかったが、商売でイタリアから戻る途中にポンティニーで奇跡を受けた者と出会い、聖人の功德について話を聞き、その場で巡礼を約束して聖人に祈願すると病気が回復し、聖人の墓を訪れ、修道士たちとともに神に感謝した⁴²⁾。こうした事例では修道院が奇跡を把握するのは、第一の類型とは異なり、奇跡の生じた日ではなく、感謝のために修道院を訪問した

日であり、奇跡集でも訪問日で配置されて収録される。この類型の話では修道院を訪問する場面が省略される場合が多いが、巡礼の約束を果たすのを怠ったことで再び病がぶり返す話が示すように、感謝の参詣は義務的なものと考えられていた。第一と第二の類型の中間としては、離れた場所で祈願をして部分的に治癒し、修道院を訪問して完全に治癒するという話がある。

第三の類型は、修道院の参詣後に奇跡が生じ、後に奇跡の話が伝わる場合である。例えば、硬直により杖なしで歩行できなかったベオンのジラールが修道院を訪問したが、奇跡が直ちに生じることはなく、翌日に戻る間に聖人の恩恵が与えられ、自宅に歩いて帰れた。恩知らずにならないように感謝するために、喜んで修道院を再訪したという話である⁴³⁾。第一と第三の類型の中間的なものに修道院に参詣し、墓の前で奇跡が発動し始め、帰宅したところで完全に病が治癒するという話がある。このように漸進的に進行する奇跡の場合も同様に、後で感謝と報告のために再訪した時に修道院が奇跡の情報を把握することになる。

第二と第三の類型では奇跡の発生場所と修道院との距離による情報の伝達の困難という問題が生じるが、遠隔地に筆者が存在して奇跡を目撃する場合もある。ポンティニー院長とジュイ院長と筆者が旅行中にモーの近くで片腕の機能を失っていたシャブリのギに出会い、聖エドモンドについて院長が話をし、ギが涙を流して聖人に祈願すると腕が動いたのを目撃した例がそれである⁴⁴⁾。

修道院側の誰が奇跡を目撃し、報告を受けたのかは史料からは不透明であり、我々がこの目で見たとか聞いたとかいった曖昧な記述や修道士の共同体 (conventus) に対して報告をしたという仕方で書かれることが多い。巡礼の世話をする係である墓番 (custos tumuli) と聖遺物番 (custos reliquiarum) は外来者とのコミュニケーションを担っており、奇跡の話の伝達と収集に

においても重要な役割を果たしたと考えられる⁴⁵⁾。聖人の墓の前や門前の聖遺物の前での奇跡の最初の目撃者となるのはこうした役の修道士であり、また、巡礼を迎え入れる彼らが遠隔で起きた奇跡の報告を受ける役割も果たしたことが想定されるからである。例えば、ヴヌーズのオデアルドという女性が修道院の門前で一日中祈願したが聞き届けられなかった時に、聖遺物番の修道士が自宅に一度戻って願いが実現した時にポンティニーを再訪するように助言して報告を促している例がある⁴⁶⁾。修道院の役職者が奇跡の目撃者となっている場合もあり、上述したポンティニー院長の例の他に、修道院で朝課のミサの最中に生じた二人の少年の治癒の奇跡で人々が騒然としていた時に、副院長がサンス市民の父親に話を聞き、オセール市民の父親もまた副院長に息子に起こったことを確認している例がある⁴⁷⁾。

このように把握した奇跡に関してその都度記録者が覚え書きを残し、後で参照したと想定されるが、ポンティニーの史料にはこうした文字の媒体に関する言及は見られない。史料には教会に多く遺された奉納物や硬膏や結石など治癒の証言への言及が多いが、こうした物体は奇跡についての会話を誘い、記憶化を促したであろう⁴⁸⁾。また、文書に残らず、口頭の伝承も不確かな場合は奇跡集が編纂される際に改めて必要な証言を集めたであろう。長さや詳細さや信頼性の点での奇跡集の話の不均質性はこうした情報源の多様性の反映であると考えられる。

3-2 立証・合意の形成

第一の奇跡集に比べるともちろん、審問調書に比べても、第二の奇跡集に収録された話の真实性の保証の程度に関しては話によってかなりのばらつきが見られる。実際、奇跡を受けた者の名前すら伝わらない話も含まれている。しかし、程度は別にして、聖人の奇跡の真实性を保証しようとする著者の配慮は一貫して認められる。「見ることが証明するものは聞いた

り、語られたりして理解されるものよりも信じるに値する」と述べられるように⁴⁹⁾、伝聞よりも直接目で見ることによって証拠としての価値が置かれ、前節で見たように修道院で筆者や他のメンバーが目撃した話が多く収録されている。遠隔での奇跡の立証のためには治癒以前の状態を確認する必要があるが、例えば、ルブルソーのモナルドゥスという若者の治癒の話では右手がそれ以前に麻痺していたことを父親と隣人たちが証言した⁵⁰⁾。また、離れた所で奇跡を受けた者が感謝すべく修道院を訪問する際に証人を連れてくる場合もある。マリニーの寡婦マリーが悪魔憑きからの解放を感謝するために信頼に値する多くの男女の証人たちを連れて修道院を訪問した例がそうである⁵¹⁾。証人の代わりに文書を携行することもあり、左手に障害のある貧しい女性がシトー会セルカンソー修道院の門前で物乞いをしていたのを見て、ここの副院長が同情し、聖エドモンドに祈願するよう説得し、奇跡が起こった後に女性がこの件を証言する副院長の書簡を持ってポンティニーを訪問した⁵²⁾。

修道院側は受動的に証人を受け入れただけでなく、時に積極的に真実性を立証するために証人を尋問し、調査している。ある修道院の近くの少年の蘇生の奇跡では、修道院側が他の人々に疑われないように自ら疑い、真実を検証するために頑固な者や信じない者を出し、異論の余地のない証言で確認させた⁵³⁾。また、リニー・ル・シャテルの家畜の蘇生と治癒の奇跡に関しては、修道院側が村人の主張を疑い、村人側から証人が出され、真実を確かめるために何人かをこの村に派遣し、調査した⁵⁴⁾。

証人となるのは奇跡の受益者の近親者や隣人であることが多いが、司祭が証人として果たす役割も住民の生活を把握しているだけに重要である。ヴィルフランシュのルノーの脚の麻痺の治癒に関して、この村の司祭が復活祭の日に聖体拝領を受けに教会の祭壇に来られなかった男の所に聖体を持って行ったことを誓約して証言した⁵⁵⁾。修道士が受益者である話では修

道院長が他の兄弟たちとともに証人をしているが、ポンティニーの娘修道院のカンシーの院長の例がある⁵⁶⁾。また、不特定多数が証人として登場し、証言をする場合もしばしば見られる。井戸に落ちたジェルミニーの少女アニェスの話ではこの村の信頼に値する相当数の人々が蘇生する場面を目撃したことを証言し⁵⁷⁾、ポンティニーの近隣の村の少年が沼に落ちた話では村の大勢の男女が少年を救い出したが、高貴な者も卑賤な者も多数の人々とともに目撃したことを誠実に証言した⁵⁸⁾。

奇跡の発生する場面や墓の前で聖人に感謝する場面には、しばしば受益者と直接関係のない人々が居合わせてこれを目撃している。特に高位聖職者や貴族のような重要人物は話の真実性を高める役割を担わされて言及される。エクスター司教、ウースター司教、ノーウィッチ司教、リヨン大司教やイングランドの貴族、オセール司教、オータン司教、シトー会の修道院長たちなどである。

奇跡という宗教的・社会的な出来事にはこうした高位の人々ばかりでなく大勢の人間が殺到し、祝祭的な雰囲気の中で体験を共有した。修道院の門前で歩行能力を回復した少女ジャンヌの話では、「両親や他の多くの人々が少女に起こった奇跡を見て、外では叫びが響きわたり、中ではなされたことについて屋根の上で厳かに説教がされた……彼女は自分の脚に手を触れて、居合わせる人々に彼らの前で自分が感動して飛び跳ねた地面を示した。敬虔な光景に多くが殺到し、手と心を神に捧げて、神と聖人を称賛して飛び出し、大喜びで多くの涙を流した」と言われる⁵⁹⁾。このような歓喜と祝賀、驚嘆と称賛の涙については多くの話で言及される。

俗人の集団は受動的に立ち会うだけでなく、時に自ら質問し、真実性を確認しようとしている。クラムシーの盲目のジャンが聖人に祈願した後に目が見えると叫ぶと、多くの人々が駆けつけ、今、自分はなにを手を持っているかとかどのように手を動かしているかと尋ね、本当に目が見えるか

どうか確かめようとした⁶⁰。こうして有名無名の多くの人々が立ち会うことで奇跡の体験は証人たちの間で共同的に記憶され、後から証言を呼び起こすことも可能になった。

奇跡の体験が広く共有されるべき公的な性格のものであることは、例えば、シャプリのギの感謝の場面に表れているが、「彼はそれから喜びはしゃいで聖人の墓に行った。修道士たちとともに厳かに歌って鐘が打たれて主に対してふさわしくなされるべき賛辞を述べた。これが終わると彼は秩序に従ってなされた記憶されるべき事柄を教会にいた人々に優雅に説明した。その後、修道院の門前で聖人の援助を求める女性たちに厳粛に語り、地上における自らの聖人を明らかにする天上の主を称賛、祝福した」とその場に居合わせた人々に説いて回る様子が描かれている⁶¹。修道院まで多くの人々が行列をなして移動する際には鳴り物を鳴らしたり、三拍子で鐘を鳴らしたり、叫んだりしながら周囲の村々に告知して歩く光景が見られ、修道院では修道士と俗人の信徒たちによって聖歌が歌われる。このような沸き立つ場面が繰り返し描かれるのは立証というだけではなく、多くの人々 (populus) を集めることで聖性の評判 (fama sanctitatis) について合意の形成をすることが不可欠であると見なされているからであろう。こうした聖俗・貴賤の混じり合う場面の描写は多分に理想化されたものであろうが、単なる文学的トポスではなく地域において聖人の崇敬を形成しようと努める共同的な実践を象徴的に表現していると考えられる。

おわりに

本稿では聖エドマンズの審問調書と奇跡集の史料の性格を比較検討し、13世紀半ばの奇跡の記録の実践のあり方について考察した。審問調書は教皇側の組織した調査委員会が作成の主体となった文書であり、教皇の権威を背景として聖人の聖性を立証しようとする作業の途中の成果であった。

第一の奇跡集も同様に列聖手続きの過程で生み出された文書であり、最終的に教皇に認定された厳選された奇跡の集成であった。一方、第二の奇跡集はポンティニー修道院が作成の主体となった文書であり、様々な種類の大量の奇跡の話が収録され、包括的な聖人の功德が強調されていた。3章で見たように修道院は地域の社会との交渉を通じてこのような話を収集・蓄積し、話の信頼性を高めるための努力を外部の人々と協力して行っていた。

前述したように13世紀は新たに審問記録が興隆する一方で伝統的な奇跡集の衰退の時期とされ、ハイステルバッハのカエサリウスのようなやはりシトー会の作家たちによる特定の聖域との結びつきを欠いた道徳的・教訓的な性格の強い新しい種類の奇跡集に注目が集まる傾向がある。しかし、この時代においても審問記録と特定の聖域と結びつく奇跡集の両者が同時に作成されている事実は聖人伝史料の展開を直線的に理解することに注意を促している。このことは聖人崇敬が成功するためには教皇列聖という普遍的権威による立証の手続きだけではなく、地域社会における聖性の承認の手続きもなお不可欠であったことを示唆しているからである。修道院による奇跡の話の収集や記録化の作業は聖性の評判を確立するための修道院による地域の社会との合意の形成、あるいはその演出の試みとして捉えることができるであろう。このことは教皇が法的・医学的手続きを通じて奇跡の質を確保して数を限定しようとするのに対して修道院が信頼度に多少のばらつきがあっても数多くの話を収集して記録したことを説明する。このように修道院を中心とする奇跡体験を共有する証人たちの共同的な権威を奇跡集はある意味で表現しており、13世紀の審問記録の発展にもかかわらず、奇跡集にも重要な役割が残されていたと言えるであろう。

注

- 1) 聖人伝史料の概観は、Head, T., “Hagiography,” eds., W. Kibler & G. Zinn, *Medieval France: An Encyclopedia*, New York: Garland, 1995, pp. 433-37; Bartlett, R., *Why can the Dead Do Such Great Things? Saints and Worshippers from the Martyrs to the Reformation*, Princeton: Princeton University Press, 2013, pp. 504-586. 列聖制度については、Vauchez, A., *La sainteté en Occident aux derniers siècles du Moyen Age (1198-1431)* 3e édition, Rome: École française de Rome, 2014; 渡邊浩「列聖手続きの歴史的展開：起源から教皇による列聖まで」(『藤女子大学紀要』2, 2001年) 33-58頁; 三浦麻美「『聖エリザベト』の列聖と移葬：アポルダのディートリヒ『聖エリザベト伝』に見る13世紀末」(『エクフラシス：ヨーロッパ文化研究』4, 2014年) 29-40頁。
- 2) Sigal, P.-A., *L'homme et le miracle dans la France médiévale*, Paris: Les Éditions du Cerf, 1985.
- 3) Koopmans, R., *Wonderful to Relate: Miracle Stories and Miracle Collecting in High Medieval England*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2011, pp. 205-206.
- 4) Jordan, W. C., “The English Holy Men of Pontigny,” *Cistercian Studies Quarterly*, 43: 1, 2008, pp. 63-75.
- 5) Lawrence, C. H., *St Edmund of Abingdon: A Study of Hagiography and History*, Oxford: Clarendon Press, 1960.
- 6) Finucane, R. C., *Miracles and Pilgrims: Popular Beliefs in Medieval England*, New York: St. Martin's Press, 1995, reprint of 1977 edition.
- 7) Benoît, J.-L., « Autour des tombeaux de saint Edme à Pontigny au milieu du XIIIe siècle », *Bulletin de la Société des Sciences historiques et naturelles de l'Yonne*, 2001, pp. 33-70. この論文のもとになった未刊行のDEA論文 (Idem, *Pontigny, saint Edme, les moines et leurs voisins. L'abbaye cistercienne pendant la première moitié du XIII siècle*, Mémoire de DEA, 1997) を著者本人の御厚意で入手できた。ここに記して感謝を表す。
- 8) Wilson, L. E., “Conceptions of the miraculous: natural philosophy and medical knowledge in the thirteenth-century miracula of St Edmund of Abingdon,” eds., M. Mesley & L. E. Wilson *Contextualizing Miracles in the Christian West, 1100-1600*, Oxford, 2014, pp. 99-125.
- 9) Rapport d'auditions, dit “Rouleau des miracles”, Archives départementales de l'Yonne, 100 J 3-4 (以下ADY, 100 J 3-4). ヨンヌ県立古文書館のサイトで閲覧可能である。“Les auditions juillet 1244” [<http://archivesenligne.yonne->

- archives.fr/ark:/56431/vtad633ac613fc2b7a1/daogrp/0] (2018年3月7日参照).
また、ブノワがDEA論文の付録で刊行している。Benoît, *op.cit.*, pp. 370-402.
- 10) 29番目の奇跡のマリアの証言は削除線と加筆で行間が完全に埋まっている。
ADY., 100 J 3-4, f. 4.
 - 11) 25番目のシモン・ド・リニョレルの奇跡に関する2人のオデアルドの証言は「と述べた (dixit quod)」以下の証言内容が欠けている。ADY, 100 J 3-4, f. 3.
 - 12) Albert Suerbeer, *Historia canonizationis et translationis sancti Edmundi*, eds. E. Martène & U. Durand, *Thesaurus novus anecdotorum*, t. III, Paris, 1717, col. 1841.
 - 13) *Ibid.*, col. 1902.
 - 14) ブノワは奇跡の件数を50件としているが、第4葉の38番目の奇跡についてアルセーのエルサンドの証言がリストから抜けている。Benoît, *op.cit.*, p. 391.
 - 15) ADY, 100 J 3-4, f. 2.
 - 16) Albert Suerbeer, *op.cit.*, col. 1844-45: "...omissa miraculorum multitudine, operum et signorum testes plurimos super quatuor vel quinque miraculis..."
 - 17) La vie et les miracles de saint Edme, Bibliothèque municipale d'Auxerre, ms. 123 (以下, BMA, ms. 123).
 - 18) Martène, E., & Durand, U., (eds.), *Thesaurus novus anecdotorum*, t. III, Paris, 1717, col. 1751-1928.
 - 19) Oxford, Bodleian Library, MS Fell 2, f. 1-44.
 - 20) Wilson, *op.cit.*, pp. 103-105.
 - 21) Benoît, *op.cit.*, p. 114.
 - 22) 歴史記述と奇跡集の類似性については, Sigal, « Histoire et hagiographie: Les Miracula aux XIe et XIIe siècles », *Annales de Bretagne et des pays de l'Ouest*, 87-2, 1980, pp. 237-257.
 - 23) 1章から134章までは半分ほどの奇跡の日付が特定できるが, それ以降は5話しか特定できない。Benoît, « Autour des tombeaux de saint Edme », p. 43.
 - 24) Vauchez, *op.cit.*, p. 59.
 - 25) Benedict of Peterborough, *Miracula sancti Thomae*, eds. J. C. Robertson & J. B. Sheppard, *Materials for the History of Thomas Becket*, vol. 2, 1876, pp. 21-281. ポンティニーの図書館のカタログで言及されている。Peyrafort-Huin, M., *La bibliothèque médiévale de l'abbaye de Pontigny (XIIe-XIXe siècle): histoire, inventaires anciens, manuscrits*, Paris: CNRS Éditions, 2001, p. 95.
 - 26) BMA, ms. 123, II-150, f. 142vb: "O sancte Edmunde, cui propinquitate loci

- sumus tui vicini, valeat nobis vicinitas tua et redde nobis bovem hunc...”
- 27) BMA, ms. 123, II-14, f. 116rb: “...non tantum populis ad tumulum sancti catervatim confluentibus verum etiam quibusdam remotis partibus existantibus et degentibus...ut signa signis longe lateque crebrescentibus convalescant.”
- 28) Bartlett, *op.cit.*, pp. 407-408.
- 29) Koopmans, *op.cit.*, pp. 117.
- 30) Benoît, *Saint Edme et Pontigny. Histoire et légende d'un saint anglais en Bourgogne*, 1996, pp. 10, 26, 49に16世紀と18世紀の絵画と彫像の写真が掲載されている。
- 31) Sigal, *L'homme et le miracle*, p. 301.
- 32) Benoît, *Pontigny, saint Edme, les moines et leurs voisins*, pp. 403-408.
- 33) BMA, ms. 123, II-70; ADY, 100 J 3-4, 26.
- 34) BMA, ms. 123, II-70, f. 124vb: “Incipe parve puer risu cognoscere matrem.”
ウエルギリウス『牧歌・農耕詩』河津千代訳, 未来社, 1994年, 96頁。
- 35) BMA, ms. 123, II-129; ADY, 100 J 3-4, 30.
- 36) BMA, ms. 123, II-83; ADY, 100 J 3-4, 28.
- 37) BMA, ms. 123, II-113; ADY, 100 J 3-4, 27.
- 38) Sigal, « Le travail des hagiographes aux XIe et XIIe siècles: Sources d'information et méthodes de rédaction », *Francia*, 15, 1987, p. 168.
- 39) この節の分析では, Lenz, P., *Construire un recueil de miracles: les Miracula sancti Thomae Cantuariensis de Benoît de Peterborough*, 2003, pp. 42-52の議論を参照した。
- 40) BMA, ms. 123, II-1.
- 41) BMA, ms. 123, II-12.
- 42) BMA, ms. 123, II-8.
- 43) BMA, ms. 123, II-33.
- 44) BMA, ms. 123, II-14.
- 45) Sigal, *op.cit.*, p. 169.
- 46) BMA, ms. 123, II-142.
- 47) BMA, ms. 123, II-71.
- 48) Sigal, *op.cit.*, p. 162.
- 49) BMA, ms. 123, II-2, f. 113ra: “Et quia fide digniora sunt que probat visus quam ea que auditu sive relatu percipiuntur...”
- 50) BMA, ms. 123, II-3.

- 51) BMA, ms. 123, II-126.
- 52) BMA, ms. 123, II-148.
- 53) BMA, ms. 123, II-64.
- 54) BMA, ms. 123, II-150.
- 55) BMA, ms. 123, II-197.
- 56) BMA, ms. 123, II-5.
- 57) BMA, ms. 123, II-88.
- 58) BMA, ms. 123, II-64.
- 59) BMA, ms. 123, II-11, f. 115vb-116ra: "Videntibus autem parentibus et aliis quam plurimis mirabilia que fiebant in puella, foras clamor effunditur, res intus gesta super tecta sollempniter predicatur...Tibias vero suas manibus contractabat et astantibus ostendebat terram que percuciens coram ipsis saliebat. Videntes igitur ad pium pietatis pia spectaculum plures confluere tam manibus quam cordibus ad deum erectis in dei et sancti sui laudes prorumpere et pre nimio gaudio in lacrimas uberes effluere."
- 60) BMA, ms. 123, II-9.
- 61) BMA, ms. 123, II-14, f. 116vb: "Ille vero postmodum gaudens et exultans accessit ad tumulum sancti. Una cum conventu pulsatis interim campanis dignas ac debitas domino laudes referentes cum sollempni decantacione. Quibus terminatis ipsemet memoratam rem gestam per ordinem populis in ecclesia tunc existentem eleganter exposuit. Et postea mulieribus ad potam abbacie auxilium sancti implorantibus eadem seriatim enarravit. Laudens et benedicens dominum de celis qui sic clarificat sanctum suum in terris."